

東京帝國大學經濟學部
東亞經濟研究所

年四回（二月、五月、八月、十一月）發行

東亞經濟叢論

第壹卷 第四號

昭和十六年十二月

- | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|------------------------------|--------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------|--------------------------------|-----------------------------|---------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 支那の田賦整理と土地陳報……………經濟學博士 八木芳之助 | 佛印に於ける信用と其の性格……………經濟學博士 松岡孝兒 | 英米外匯平準基金の對法幣政策……………十 龜盛次 | 中晚唐時代に於ける燉煌地方……………文學博士 那波利貞 | 佛教寺院の礎礎經營に就きて……………文學博士 笠原伸二 | 古來支那に於ける社會政策の……………文學博士 笠原伸二 | 經費に就きて……………文學博士 笠原伸二 | 滿洲合作運動の發展と交易場の歸趨……………經濟學士 岡倉伯士 | 華人紡績の經營に於ける問題……………經濟學士 西藤雅夫 | 宋代貨幣攷……………經濟學士 穗積文雄 | 支那紡績勞働請負制度の發達……………經濟學士 岡部利良 | 支那近代工業の性格……………經濟學士 菊田太郎 |
|------------------------------|------------------------------|--------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------|--------------------------------|-----------------------------|---------------------|-----------------------------|-------------------------|

（禁轉載）

書肆 有斐閣 發賣

古來支那に於ける社會政策の經費に就いて

—その理念と實踐—

笠原 伸二

一般に社會政策的に必要な措置乃至施設に對して、それに要する經費がたとひ如何なるものゝ負擔になるにもせよ、要求されることは當然であり、かやうな經費の多少は一般にその國、その社會の社會政策の消長を示す一つの標識ともなりうるものである。

然らばかゝる經費の多少を制約し規定するものは何であらうか。近世社會政策の歴史及び理論は主として資本主義社會におけるこの問題についてとあるが、我々に幾多の興味ある事實を教へてゐる。¹⁾

では一體封建的社會における社會政策的經費の問題はその社會政策の實踐者によつて如何に考へられ、實際的に如何に處理されてきたであらうか。私は一例を封建的支那社會にとり、そこにおける爲政者達が古來この問題を如何に考へ、如何に實踐したかに就いて述べて見たい。

支那に於ける社會政策は、唯僅かに近世に至つて試みられた義倉又は社會倉の如く、最初から原則として國民に對し間接的に之が施設を勸奨、指導し、彼等をして自治的・相互扶助的に實施せしめたものがあつた以外（これらもその自治制

古來支那に於ける社會政策の經費に就いて

第一卷 八七五 第四號 一一五

1) Otto von Zwiédineck-Südenhorst. Soziolpolitik; 大正十四年。波多野鼎譯。社會政策 二三九頁；松澤兼人、統制下に於ける社會政策、社會政策時報、第一四六號、二〇八～九頁；喜多野清一、社會政策の謂ゆる危機、社會政策時報、第一四六號、三四四頁。

に於いて間もなく、古來概ね國家的・官僚的社會政策であり、専ら封建君主・貴族あるひは官僚の組織する政府が失敗に歸した。直接に自らの責任において計畫・實踐するものであつた。然るに彼等の社會政策の目的が、その封建的社會經濟體制乃至政治支配の維持にあり、その理念が表面如何に儒教的仁愛主義的な粉飾をもつてゐたとはいへ、その實體が法家的な利己的・政略的の根本目的より發してゐたことは、以下述べる如く必然的にその社會政策的經費處理の仕方に対して一定の原則と制約を規定するに至つてゐることによつて瞭かである。

論語に孔子が「君主惠而不費」

堯曰篇

といひ、更にその意味を述べて「因民所利而利之」といつてゐるのは、左

傳に吳の季札が「施而不費」

襄公二十九年

といつてゐるのと共に、實に支那古來の一般政治的方法的・技術的理念のみ

でなく、特に社會政策的經費處理に對する根本的な方法的・技術的理念をも示すものである。抑々孔子の上述の言葉と季札のそれが同じ意味をもつてゐることは、例へば尙書の「能保惠于庶民」逸無なる文が史記には「能保施

小人」魯周公世家

となり、國語に「齊侯好示務施與」

晉語

とあるのに韋昭が「施・惠也」と注してゐる如く、古來惠施が

屢々通釋されてゐるのみでなく、杜預が季札のことばに對して、孔子の上述の論語の言葉を以てそのまゝ注釋してゐることによつても明らかである。

さてこの所謂惠とは、爾雅に「惠愛也」

釋話

と見え、説文には「仁也」と説かれてゐる如く、抽象的には一般に

他人に對する仁愛を意味するといへよう。然らばかゝる仁愛の具體的な内容をなすものは何であるかといふに、

それに二つあり、一つは他人の窮乏を貨財を以て直接に賑恤すること、即ち孟子の所謂「分人以財謂之惠」滕文公上

といふのがそれであり、他は孔子の「惠而不費」云々といふ言葉の意味する如き、民の福利の積極的な増進のた

めに採らる可き、あらゆる政治的措施とそれへの合目的な方法・技術の理念を意味する。

尙書に「惠鮮鰥寡」無逸

とあり、周禮に「施其惠」旅師

とあるのは、孟子の解せる如き惠を意味するもので、春秋時代殊によく見る如く君主及び公卿大夫が年の凶荒に際し饑民に對する實惠的行爲として、主として政略的・

利己的動機より屢々行つてゐるものである。左傳文公十六年・成公十八年・襄公二十九年・昭公二十六年などその一例

然しこれらは單なる貨財の喜捨的な行爲であり、概ね凶荒に際し罹災民の目前の窮乏困苦の直接的賑恤に過ぎず、政治の貧困に結果するかかる慘害窮乏の發生そのものの原因・根據に對する反省と、それによつて自覺された之に對處すべき社會政策的な合理的措置であり得なかつたのみならず、それは又必然的に施惠者の貨財の一方的消費とその施惠の對象及び施惠的貨財の有限性を免れず、到底庶民全體の福利の増進・かかる慘害をもたらした一因をなしたと考へられる弊政の釐革といふ究極的な社會目的に對して何等の根本的・永續的な効果を約束するものではなかつた。むしろそれは屢々諸侯とその權臣貴族との間に民心の爭奪といふ却つて封建社會擾亂の原因をさへなしてゐたことは、春秋時代の歴史の示すところである。晏子が「在禮家施不及國」左傳昭公二十六年といつてゐるのは眞に故あることなのである。かかる慈惠的行爲に結果する積極的な弊害は之を措いても、その演ずる効果の狭少と手段の姑息性に反對し、それが已述の如き政略的動機に出でない場合と雖も、そのものもつ單に一個人の偷理的意識を満足せしむるに過ぎない任意的・一時的な慈惠的效果を、更に全政治體系の一聯として社會目的の永久的な達成を意圖し、これを政策的に確立し、普遍化し、かかる慈惠的對象それ自身の存在を否定すること、即ち慈惠的行爲の政治的實踐への揚棄・政治の貧困の絶對的な否定にまで、擴大充實せしむべきであるとの注目

すべき思想が存在した。たとへば魯の曹劌が莊公の、民に衣食を、神に牲玉を愛しまないことを小惠なりとして

「夫惠本而後民歸之志、民和而後神降之福、若布德於民、而平均其政事、君子務治、小人務力、動不違時、財不過用、財用不匱」國語といひ、孟子が嘗つて鄭の子産がその乘輿を以て國人を溲溺に濟らした行爲を評して子産

は「惠而不知政、歲十一月徒杜成、十二月興樂成、民未病涉也、君子平其政、行輕人可也、焉得人人而濟之、故爲政者每人而悅之、日亦不足矣」離婁と難じてゐる如きがそれである。これらは、彼等が、政治は單なる道德的

行爲ではなく、政治の貧困を救ふことこそ却つてかかる慈惠行爲そのものの存在の否定となることを自覺してゐたことを示すもので、韓非子が口をきわめて當時の儒者の主張する慈惠救貧の説の非難し、「明主之治國也、適其事以致財物、論其稅賦以均貧富……不念慈惠之賜」六反といつてゐるのと共に、大いに興味ある思想である。

孟子がかく子産の慈惠行爲を非難する一方、當時の社會問題の根本的な解決策として所謂井田政策を提唱してゐることは、その當然の思想的結論である。これら孟子その他の諸子の思想こそ實に支那社會政策の理念を始めて明確に規定するものであり、支那古來の歴史に見える慈惠行爲を、政治あるひは社會政策より明別する注目すべき思想である。

この際吾々は國語に見える「先王之教曰、雨畢而除道、水涸而成梁中略故夏令曰、九月除道、十月成梁、其時傲曰、收而場功、待而畚揭、營室之中土功其始、火之初見、期於司里、此先王所以不用財賄而廣施德於天下者也」周といふ一文を注意すべきである。なぜならここには鮮かに、孟子の非難した如き子産的な慈惠行爲が政治にまで止揚され、普遍的に政策化されてゐるのみでなく、かかる政治こそ孔子の所謂「惠而不費」の理念が具體的

に顯はに政策化され實踐されてゐる一例を見うるからである。これは又魏の王肅が、前掲論語の孔子のことばに注して「利民在政、無費於財」といつてゐるのと共に、支那社會政策の實踐の方法的・技術的な原則・基準を規定するものである。これが即ち已述の如き惠の第二の意味に外ならぬ。かかる意味に理解される惠は必ずしも單なる貨財の直接的消費を意味せず、社會目的達成のためのあらゆる合目的な手段方法を意味する。周禮に「施其惠散其利」師とある鄭玄の注に「以調衣食曰惠、以作事業曰利」と見え、その賈疏に

以衣食曰惠、知者以衣食先當時用、不生其利、故云惠、所爲事業、後即有利、故云利、此對文惠利兩有、故爲此釋、若通而言之、惠利一也、故論語云因民所利而利之、不亦惠而不費、是惠利通也。

といつてゐるのは、この點に關して極めて興味ある見解である。即ちそれは貨財の直接的施惠以外、所謂「因民所利而利之」ところの事業を興作し、それを通して庶民の福利の増進を企劃すべきものであるといふのである。

さて上述の人々の見解を綜合・要約すれば「惠而不費」とは種々の社會政策的施設・事業がその經費の如何なる負擔も原則として政府の財政的・經濟的の直接且つ一方的な犠牲を意味せず、もしかゝる犠牲を要求する際には、必ず何等かの形態に於ける反對給付を伴ひ、所謂「官民俱益之」といふが如き方法を媒介としてなさる可きであるといふことである。例へば救凶荒政策の一つとして備荒的水利策を豫め講ずることによつて、旱荒に際しての政府の賑恤費支出の必要をなくしうるといふ清の陸隴其の思想の如きは、その最も端的な例である。張清恪切問齊文鈔

以下かかる理念のもとに支那古來の社會政策的經費が如何に處理され、社會政策が如何に遂行されてきたかの實例の一斑を検討して見た。

先づ孟子の井田、漢の董仲舒の限田、その他支那古來の社會政策の中、最も重要な各種の土地政策にしても、その授田の均分、所有地の限制、その外様々の土地所有形態の變様釐改も、その動機が貧富兼并の弊を矯抑せんとするにあつた反面、常にかゝる兼并に結果する租税の不均と減少を防止し、力役の忌避を取締り、國庫の増收と租税・力役の均賦を意圖することにもあつたこと、或は歷朝の革命・喪亂乃至凶荒毎に生ずる無人荒蕪の田土の墾耕による新國家・新政權の財政經濟的基礎の確立への要請が、例へばかの晉の占田制、その他歷朝の流氓貧農への招緩地著政策、あるひは宋の陳瓘の勸耕荒田の疏宋史食貨志に見える如き墾耕政策等となつてゐることは歴史の明らかに示すところである。勿論これら諸政策に於いて、歸耕者に對する閑荒田の給與と一定期間の免租免役の恩典の外に、その間種食・耕具・犁牛及び歸郷乃至徙郷のための路銀など、多少の貨財の官貸給與もなしとしな
(註)
いが、それらが單なる喜捨的な給付でなく、所謂「將欲取之、必姑與之」戰國策魏策引周書とか、「知予之爲取、政之實也」管子牧民とかいふ如き政略的意圖より出でてゐることは明らかで、依然として惠而不費的政策であつたことは、例へばかの救荒策として種子食物の放貸にしても、宋の劉敞が「一則接濟困乏、免令逃散、二則以新換陳、不乏軍儲、三則流布恩惠、固結民心」宋史本傳といつてゐる如き効果を、それに意識してゐたことによつても推知しうると思ふ。

(註一) 元始二年旱蝗……起官寺市里、募從貧民、縣次給食至徙所、賜田宅什器、假與犁牛種食(漢書平帝紀)

魏天興元年二月詔給內徙新民耕手、計口授田(魏書太祖記)

永興五年詔新民於大寧川、給農器、計口授田(魏書太宗紀)

建炎二年春正月錄兩河亡吏士、治河、給流民官田手種(宋史高宗紀)

熙寧八年詔所在流民願歸業者、州縣齎送之（宋史神宗紀）

明神宗時巡視河南、御史鍾化民疏云……查流民願歸者量地遠近、資給路費給粟、到本州縣、補給賑銀（康濟錄）

次に他の一つの重要な社會政策としての租稅力役政策にしても、尙書禹や周禮地官大司徒以下の諸官に示され、

又北魏獻文帝魏書食貨志によつても實踐されてゐる如き土地の遠近、地味の厚薄、土産の種類、その他様々の特殊

的事情による課租徵役の率の輕重、その種類の合理的な差別、あるひは凶荒に際し、一般罹災者に對しては勿論一

般に平時においても老幼鰥寡孤獨廢疾等の窮民に對する課租徵役の減免、唐の楊炎の兩稅法、宋の王安石の募役

法、その他漢の昭帝元鳳二年、六年に發せられ漢書本紀又章帝の時にも發せられ後漢書朱暉傳たのみならず、後世も屢々實

施された物價の貴賤の甚しい變動に際して菽粟・布帛その他貨幣・實物による租稅の折納法、宋の眞宗大中祥符

六年宋史食貨志高宗の紹興二十七年宋史本紀明太祖の洪武元年明史本紀などに見えるが如き各種の農器・牛畜及びそれらの取引

に對する免稅など、歷朝行はれてゐる重農的租稅力役政策は枚舉に勝へないが、何れも民の利とするところによ

つて之を利してゐることに少しも變りない。

この外、貧富の差による各種の果進的課租徵役も、例へば北魏の太武帝の貧富三級制による課稅、又顯祖獻文帝

に始まる三等九品の制魏書食貨志金の通檢推排法に見られる徭役の貧富均平を期せんとしてゐる意圖の如き例金史食貨志

は歷朝屢々見るところである。又秦の始皇帝史記本紀漢の武帝の行つた抑商的な讎成の法漢書本紀その他漢の高祖の算賦

を賣人奴婢に重くした如き漢書本紀抑商的な課租賦役法は後世歷朝の沿襲するところとなつてゐるが、かかる種々の

政策の目的が貧富の懸隔の調整にあると共に、重農救民にあり、嘗つて韓非子が「論其稅賦、以均貧富」六反とい

古來支那に於ける社會政策の經費に就いて

つた精神をよく實踐化したものといふ可く、そこに何等政府の財政的・經濟的の直接的負擔がなくして能く社會政策の目的を達せんとするものであつたことは、後述する如く關市の征稅が、常平倉・社倉などの糶本の一部とされ、或は鰥寡孤獨の窮民賑恤の用に充てられてゐることによつても一層明らかに示されてゐる。尙これに關聯して注意すべきは、已述の如き薄租弛役による國庫の減收を消極的にカバーし、薄租弛役を可能ならしめる一要件として考へうるところの君主の私經濟乃至政府諸機關の財政的節約政策である。

孔子が「節用愛人」論語學而といひ、墨子の有名な節用主義など、古人のかかる思想は、後世凶荒禍災に際して、よく君主をして減膳・撤樂・輿服の華を去り、官職を省き、俸祿を減じ、或は苑囿・山澤の禁を弛め、民とその苦を分ち、之の救恤することに努めしめてゐるのである。

次に年の豊凶に際し、穀價の貴賤の激變による傷農害民の弊を除き、奸商畜賈の暴利と搾取を封じ、且つなほその間幾何かの國利を獲んとするために考へられた平糶政策は、傳へられるところによれば齊の管仲管子國蓄・山國軌越の計然史記貨殖傳及び魏の李悝漢書食貨志などによつて試みられたものとされてゐるが、漢の宣帝五鳳年間大司農中丞耿壽昌の始唱創設はなる常平倉漢書本紀食貨志はやがて常平倉の不備を補ひ凶荒に際し専ら貧農窮民の賑恤に當る機關として、隋の文帝開皇五年工部尙書長孫平の奏請によつて創設された義倉隋書食貨志と共に、後世歷朝の種々な備荒的倉儲政策を規定するものとなつてゐる。これらの備荒的設備が如何に「惠而不費」の精神のよき現はれであるかは、上述の宋の劉敞の言にも窺はれる如く、その倉粟の糶貸給與が平糶と官府の收益に効果あるのみでなく、その放貸は際して一定の利息をとり、これを糶本に繰入れ、後日の放費賑濟の資に備へ、その糶貸が民に種食の

利を與ふる許りでなく、その倉粟の新陳代謝にもなるなど様々の點に於いて之を見うるのである。されば晉の武

帝が、その秦始二年常平倉設置の詔の中に、常平倉の効果・特性の一端に就いて明らかに「惠而不費」といつて

居り晉書食貨志宋の司馬光が青苗法に反對した論の中に「常平倉者、民賴其食、而官收其利。」通考卷三といつてゐるの

も誠に故あることである。更にこの點に關して重要なことは、義倉乃至社會が、已に張孫平の時にさうであつた如

く、民の粟麥の捐出を以てその穀本に充てられるか、開皇十六年の詔に見える如く貧富の差により果進的に課税さ

れるもの、又清の世宗雍正七年に頒發された社會諭旨の一節にも明らかに「國家建立社會、原令民間自行積貯、以百

姓之質糧、濟百姓之緩急」馮柳堂中國歷代民食政策史二〇九頁といはれ、嘉慶四年の詔には「社會原係本地殷實之戶、好義捐輸、

以備借給貧民之用」馮氏前揭書二〇九頁とも見えてゐる如く、後世に至るまで、一貫して様々な方法手段のもとに、結局

民の負擔犧牲によつて、それらの穀本が積貯さるべく企劃されてゐることである。今その二・三の例を示すなら

ば、北齊の武成帝を墓租の外に義租を課して富人倉に積貯して平糶の用とし隋書食貨志唐の玄宗開元十三年正月の

詔には地税が義倉の穀本として課徴され冊府元龜四九〇德宗の建中年間趙贊は常平本錢の一部に商賈の緡錢及び竹木茶

漆等の商品への課税收入を以て充てんとし通考卷五その他宋の仁宗景祐年間王祺の唱へた入粟補官の法による義倉

米積貯方法宋史食貨志明・清の際盛んに行はれた各種の賞格を以てする吏民好義者に對する義捐の勸奨など何れも

皆然りである。丘濬大學衍義補卷三十二陳顯遠中國法制史三五四—五頁馮氏前揭書一九五頁

なほ之に類するもので凶荒に際し、その賑恤費として政府の何等の財政的負擔とならぬ虛官・空爵を以つて富

民又は有志の吏民をして餘財剩粟を義捐させることが古來行はれてゐる。例へば、秦始皇の四年秋蝗疫の際の入

粟授爵政策

史記本紀

唐憲宗の元和十二年定州の饑荒に際しての入粟授官

舊唐書本紀

宋太宗淳化五年の「出粟貸饑民者賜

爵」の詔

宋史本紀

などは、その一斑に過ぎない。又北魏高宗の時僧曇曜の始唱した僧祇粟の賑給政策魏書釋老志 明代の

鹽課の賑濟的な利用

吳兆華中國稅制史上一五五頁

等も救荒費の巧妙なる賄ひ方であるといはねばならぬ。

次に凶荒・戰亂に際して發生する失業・無產者の救濟政策にしても、管子に「若歲凶旱水洩、民失本、則修宮

室臺榭、以前無狗後無彘者爲庸

中略

以平國策也」乘馬數とあり、漢の桓譚の治水論に當時の浮食の遊民・無職者を治

水工事に雇傭することによつて救濟せよと論じてゐる如く

漢書溝洫志

國家的の治水土木の事業・造營に失業・無產者

を雇傭することは、例へば宋の神宗熙寧十六年に詔して飢民を募り農田水利を治めしめ、しかもその經費を常平

錢穀を以て充ててゐる如く

宋史本紀

又明の孝宗弘治年間、河南副都巡撫孫需が懼水災者を雇傭して築堤し、その結

果それを公私共に便として喜ばれた如く、

鄧雲特中國救荒史後世に於いても屢々行はれてゐるところである。二九四頁引開封史

その他、宋代

陳顯遠、前掲書一九七頁。陶希聖、政治思想史(四)一八一頁

及び金の宣宗

金史本紀貞祐三年

の時の如く、兵士の募集補充法として、天下の流

氓饑民や獷犴失職の徒が利用されてゐるのなども、一つの失業救濟政策として「惠而不費」の類に入りうるも

のである。なほこれに類する政策として所謂窮民救恤策であるが、瞽・盲・聵・啞などの五疾・八疾者等に對し

ては、禮記

王制

に「瘠・聵・跛躄斷者侏儒百工、各以其器食之」と見え、荀子

王制

に「五疾上收而養之、材而事之、

官施而衣食之」とあり、國語

晉語

に八疾者の收養授職のことが記されてゐる如く、何れも彼等各自の技能體力に應

ずる技藝・職務を課してその報酬として之を收養し、何等の反對給付なき衣食の喜捨的な給與による官財の費消

を避けてゐることは注目すべきことである。

更に鰥寡孤獨・貧窮の老幼に對する賑恤も周禮遺人・委人等々に規定されてゐる如く、郷里・門閭の委積がその資に充てられており、宋代以來、彼等の賑恤を専ら目的とする官設の機關として、例へば仁宗の廣惠倉・神宗の安濟坊・居養院その他各種の施設の經費の一部あるひは全部が沒收された戸絶の田土・家屋・財産などによつて賄はれており、宋史食貨志 或は鬻賣された子女の贖回が地方官吏の捐俸によつてなされ、張清恪切問齋文鈔 乞食の救恤費に常平倉の息錢が充てられてゐる等宋史食貨志 牧學に違ないこれらの事例に、一貫して見られるものは「惠而不費」の理念である。

次に各種の社會政策的經費が贖罪の貨財・罰金・沒收物その他元來官有でもなく、又國庫への經常的收入でもないところの貨財をもつて充てられてゐるものがある。例へば周禮の「載師」は里夫・屋粟などの罰布を以て庶民の吉凶二服及が喪器の用に利用させ、更に「旅師」によれば屋粟は勸粟・閭粟などと共に凶荒に際して飢民の賑恤に用ひられる外、平時東作に際し種食の用として一定の利率のもとに貧農に貸與し、秋熟を俟つて返償せしめる規定がなされてゐるが、これこそ賈公彦の云へる如く、「官民俱益之」ことが目的であり、「惠而不費」の文字通りの政策と見うるべき例である。(註二)

(註二) 明英宗正統六年巡撫浙江監察御史康榮奏杭州府水旱相仍、穀米不至、湖州府比因歲凶、米亦甚貴、竊計二府官廩有二十年之積、恐年久紅腐、請發粟三十五万、糴於民間、令依時值償納、則朝廷不費而民受其惠、從之(康濟錄)

其他周禮の「膳夫」は、民間の不售の食物を買上げ、官府の膳用に供し、民に折損の虞なからしめんとし「泉府」も亦民間不售の滯貨を買上げ商民の折損を免減させると同時に、民の不時の需貨に應じ之に便益を與へんと

してゐるが、それらに要する經費の一部は「塵人」などの取扱つた質布・罰布などが利用されてゐる。これを歴史上の例に見るも漢の順帝の頃、地方官吏が百姓の有罪者に贖罪金として義錢を徴し、救貧の費に充ててゐることを名として聚斂に努めた陋風があり、漢書廣詡傳 元の世祖至元十三年五月の酒禁の令に違背した者は其家産を沒收されそれが貧民に散惠さるべく規定されておゝ、耶魯齊、中國氏、食史三三二頁 明においても、その贖罪法の立法目的が、その贖罪物の一部を以て賑荒の經費に充當することにあつたことが法制史家に指摘されており、陳顯遠、前掲、書二九二頁 清に於いても順治十二年には常平倉の穀本の一部に罰鍰が充てられてゐる。馮柳堂、前掲、書一九五頁 如きは何れも同様な例の一斑に過ぎない。

周禮師或は孟子王上に見える如き、凶荒に際しての移粟就民・移民就聚などの政策による救荒法の外、唐の班田法などに現はれてゐる如き狹郷から寬郷への移民による人口・土地・食糧などの諸問題の解決策も、明の劉亢泉の言へる如き「古者狹郷之民・遷於寬郷、蓋欲地不失利、民有恆業、中。此國賦增而民生遂矣。耶魯齊、後掲、書一六四頁」といふ目的に出でてゐることを忘るべきではない。

其他漢の武帝の時、桑弘羊などによつて創始された均輸平準法が、所謂「民不加賦而國用饒」といふ目的をもつてゐた外に、物價の平準を目的としておつたこと、又この法を沿襲した宋の王安石の均輸市易法が「以便轉輸、省勞費去重斂、寬農民中略國用可足」宋史食貨志といふ精神でなされたことは當然であり、王安石の「民天下之力、以生天下之財、取天下之財、以供天下之費」宋史王安石傳といふ彼の新法を貫く方法論的理念の一つの具象化に外ならぬといへよう。

均輸法と同様、武帝より以來歷朝沿襲されてゐる鹽鐵及酒の專賣・取締の社會政策的利害並びにそれらが如何に「惠而不費」の精神に沿ふものであるかに就いては桓寬の鹽鐵論中の專賣論者の論旨に最もよく現はれてゐる通りであり、周禮府の餘賁法及びその實施と考へられる新の王莽の五均法、王安石の青苗法、邵民聞見後錄の意見に従ふその他各種の抑商重農政策は何れも「惠而不費」の精神に出でないものはない。

以上のものは概ね主として社會政策的經費を如何に巧妙に、狡猾に民の負擔に轉嫁してゐるかの例示であるがこれ已述の如き社會政策としての財政經濟的な施策でなく、社會政策としての特殊な法制ともなれば、それは愈々政府に何等の財政經濟的な負擔を免れしめることに役立つ事は明らかであろう。例へば、鹽鐵論第十に「古者事業不二、利祿不兼、然後事業不相遠而貧富不相懸也」といつてゐる如き理念に基く禮記大荀子略及び韓詩外傳卷五などに見える官吏の二業に禁じ、その經濟的勢力從つて社會的・政治的權勢の増大を抑制し、且つ民への遺利を目的とする法制は、晉の太祖の二千石の長官への禁商南齊書豫章文獻王傳、魏の肅宗正光三年の禁令魏書本紀、唐の開元二十九年の禁制舊唐書玄宗本紀その他歷朝に於いて實施されてゐる。

又周禮泉府に見える利息の定率に關する規定は、唐玄宗の高利息制限法唐令拾遺八三や、清律のそれとなつて陳顧前掲書六一頁沿襲され、周禮大司徒の本俗政策に於ける「同衣服」の抑富者的な規定、管子立政篇に見える身分の差による衣服調度の規定の精神は、漢の高祖漢書食貨志、魏の肅宗洛陽伽藍記卷四、明の太祖明會典などによつて行はれた抑商的輿服の禁制となり、漢の惠帝漢書食貨志、隋の玄宗隋書本紀の如く商人をして仕進を許さぬ制度を生ぜしめるに至つてゐる。かかる抑商的禁制以外、防貧策として商子農戰篇に見える意隋の爲貧困となつた者を收孥とする法、周禮載師に見える無職游怠者の處罰法を始めとし、單に防貧の目的のみならず、一種の副業勸奨策とも見らるべき周禮閭師規定され

てゐる如き罰則によつて強制する勸課樹藝策、又周禮司に見える罷民の收教法、更には宋の仁宗皇祐官莊客戶逃移の法宋史食貨志の如く豪富が貧農客戶を兼并することを防止する一種の自作農保護法の如き、元代の佃戶保護の各種の立法の如き元典章四二・五七或は大地主抑壓法としての別籍異財の策陳願遠、前掲書八一頁あるひは晉の成帝の勢家の占山護澤を禁ずる法宋書羊玄保傳などの如き諸例は枚舉に勝へない。

以上煩雜を厭はず敢へて縷述・舉例してきたところは、要するに支那古來の殆んど全部に渉る社會政策的措置乃至施設およびそれらに伴ふ經費が如何なる方法・技術によつて處理されてゐるかを實示する爲に外ならない。勿論何事にもすべて例外があるのは當然であり、この場合も、社會政策的經費が往々内帑の金錢・貨財によつて充當されてゐることもないことはないが、それらはむしろ例外とみうる程度のものである。

之を要するに支那古來の社會政策及びその經費の支出が、已述の如き理念と方法の下になされてゐることこそその社會政策が封建君主乃至封建貴族・官僚による利己的・政略的動機に出でたものであり、決して彼等の唱ふる如き純粹な儒教的仁愛精神に出てゐるものでないことを明らかにしてゐる。そしてかかる社會政策及びその經費に對する理念が如何にして發生し存續してきたかについての、歴史的・社會的な諸原因及びそれらに關する詳細の論究は別の機會に譲るとして、要するにかかる理念そのものは、支那歷代の封建君主・貴族・官僚及び彼等の社會における様々の封建的な屬性・要素の存在といふ歴史的・社會的な偶然的特殊性にのみ規定されるものでなくて、むしろ彼等が支配階級であり、搾取階級であるといふ階級的利害によつて、必然的に、階級的・普遍的に規定されてゐるものであることは、近代資本主義社會に於ける社會政策とその經費の問題を考へる人々に自ら理解されるところであらふ。